

## 令和6年第3回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
<a href="#">議案第49号</a>	令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
<a href="#">議案第50号</a>	令和6年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
<a href="#">議案第51号</a>	令和6年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
<a href="#">議案第52号</a>	令和6年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
<a href="#">議案第53号</a>	鹿嶋市手数料徴収条例及び鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第54号</a>	鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第55号</a>	鹿嶋市教育委員会教育長の任命について	原案同意
<a href="#">議案第56号</a>	鹿嶋市教育委員会委員の任命について	原案同意
<a href="#">議案第57号</a>	鹿嶋市教育委員会委員の任命について	原案同意
<a href="#">議案第58号</a>	茨城租税債権管理機構規約の変更について	原案可決
<a href="#">報告第4号</a>	専決処分について（令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第2号））	原案承認
<a href="#">諮問第1号</a>	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
<a href="#">認定第1号</a>	令和5年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
<a href="#">認定第2号</a>	令和5年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について	原案認定
<a href="#">認定第3号</a>	令和5年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について	原案認定
<a href="#">認定第4号</a>	令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計決算認定について	原案認定
<a href="#">令和6年請願第2号</a>	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択
<a href="#">意見書第3号</a>	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書	原案可決

### 議案第49号 令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第3号）

#### 1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,494万2,000円を追加し、総額246億8万4,000円となりました。

歳入の主なものとして、一般寄附金による寄附金の増6,100万円、介護保険特別会計繰入金などによる繰入金の増3,996万5,000円、前年度繰越金による繰越金の増9,600万4,000円、雑入などによる諸収入の増9,183万円、社会福祉債による市債の増1,660万円を見込みました。

歳出の主なものとして、税還付金による還付金関係経費の増3,499万6,000円、施設改修工事費による特別養護老人ホーム管理費の増2,082万6,000円、新型コロナウイルスワクチンに係る個別接種委託料などによる予防接種経費の増1億1,600

万 8,000 円, 上水道事業助成費の増 5,500 万円, 道路維持補修工事費による道路維持補修費の増 7,000 万円を計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は, 特別養護老人ホーム管理費, ごみ処理施設管理委託料, 資源化施設管理委託料, し尿処理施設管理委託料について新たに設定しました。

3 地方債の補正について

市債は, 社会福祉施設整備事業を追加しました。

**議案第 50 号 令和 6 年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)**

既定の歳入歳出予算の総額に, 歳入歳出それぞれ 8,613 万 6,000 円を追加し, 総額 49 億 5,546 万 3,000 円となりました。

歳入として, 国庫支出金 13 万 1,000 円, 支払基金交付金 610 万 3,000 円, 繰越金 7,990 万 2,000 円を見込みました。

歳出として, 地域支援事業費 5,000 円, 諸支出金 8,613 万 1,000 円を計上しました。

**議案第 51 号 令和 6 年度鹿嶋市水道事業会計補正予算 (第 1 号)**

1 収益的収入及び支出について

収益的収支は, 既定の収入予算総額に増減はありませんが, 既定の支出予算総額から, 営業費用 610 万 6,000 円を減額し, 総額 17 億 8,869 万 7,000 円となりました。

2 資本的収入及び支出について

資本的収入は, 既定の収入予算総額に, 出資金 5,500 万円を追加し, 総額 10 億 2,268 万 1,000 円となりました。

資本的支出は, 既定の支出予算総額に, 建設改良費 5,500 万円を追加し, 総額 16 億 4,986 万 3,000 円となりました。

**議案第 52 号 令和 6 年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)**

1 収益的収入及び支出について

収益的収支は, 既定の収入予算総額に増減はありませんが, 既定の支出予算総額から, 営業費用 837 万 9,000 円を増額し, 総額 15 億 6,089 万 2,000 円となりました。

2 資本的収入及び支出について

資本的収支は, 既定の収入予算総額に増減はありませんが, 既定の支出予算総額から, 建設改良費 647 万 7,000 円を減額し, 総額 12 億 4,786 万 4,000 円となりました。

### **議案第53号 鹿嶋市手数料徴収条例及び鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例**

令和6年9月30日をもって庁舎内に設置している自動交付機による証明書交付サービスを終了するため、関係する条例の一部を改正するものです。

### **議案第54号 鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例**

国民健康保険法の改正により、令和6年12月2日に被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除するため、条例の一部を改正するものです。

### **議案第55号 鹿嶋市教育委員会教育長の任命について**

鹿嶋市教育委員会教育長の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和6年10月1日から3年間です。

・川村 等（再任）

昭和52年度に茨城県に入庁し、教育庁総務課長、教育次長等を歴任しました。退職後、公益財団法人茨城県教育財団の専務理事を経て、平成26年10月1日に鹿嶋市教育委員会委員に就任し、同日から教育長を務めました。平成27年10月1日に新教育委員会制度における教育長に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献しています。

### **議案第56号 鹿嶋市教育委員会委員の任命について**

### **議案第57号 鹿嶋市教育委員会委員の任命について**

鹿嶋市教育委員会委員の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和6年10月1日から4年間です。

・原 キミ（再任）

昭和45年度から中学校及び高等学校の教員として教壇に立ち、県立神栖高等学校の教頭、校長を歴任しました。38年間の豊富な教員経験があり、学校教育現場に精通しています。平成28年10月1日から鹿嶋市教育委員会委員に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献しています。

・大崎 千帆（再任）

学校PTAの役員や地元スポーツ少年団の役員を務めるなど、地域における子どもたちの心身の健全な育成に寄与しました。また、平成28年10月1日から鹿嶋市教育委員会委員に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献しています。

## 議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、令和6年度より個人住民税均等割と併せて森林環境税を市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構の共同処理する事務に森林環境税の滞納処分等を加えるため、地方自治法第290条の規定により、規約の変更について議会の議決を求めるものです。

## 報告第4号 専決処分について（令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第2号））

### 1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,070万6,000円を追加し、総額242億7,514万2,000円とする補正予算について、令和6年7月23日に専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

### 2 地方債の補正について

市債は、公園整備事業について限度額を変更しました。

## 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

大槻 啓子（新任）

昭和55年度から鹿嶋町立豊郷小学校を始め鹿行管内の小学校及び中学校の教員として教壇に立ち、教頭、校長を歴任しました。特に三笠小学校校長時には、茨城県女性校長・教頭会会長を務めるなど強いリーダーシップを発揮し、同会の運営に当たるとともに後進の育成に尽力しました。

社会福祉主事としても活躍し、茨城県水戸生涯学習センターに出向後は、生涯学習の分野はもとより男女共同参画社会の実現に向け尽力するなど、幅広い知識と識見を有しています。

## 認定第1号 令和5年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

## 認定第2号 令和5年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について

## 認定第3号 令和5年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について

## 認定第4号 令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計決算認定について

令和5年度の鹿嶋市一般会計及び特別会計、鹿嶋市水道事業会計、鹿嶋市下水道事業会計並びに鹿嶋市農業集落排水事業会計の決算について、認定を求めるものです。

## 令和6年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

### [請願主旨]

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

### [請願事項]

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

## 意見書第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

よって、国に対し、「中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。」、「学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。」、「教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。」を強く要請し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。